# 福利協会 ハンドブック

(2023年4月規程改正)





# 公益財団法人 神奈川県福利協会

〒 231-0031

横浜市中区万代町 1-2-4 横浜タナベビル601

TEL: 045-263-6017 FAX: 045-263-6027

https://fukurikanagawa.or.jp/

(★届出書類は、ホームページをご覧ください。)

# 目 次

公益財団法人神奈川県福利協会とは1
契約者・加入者について2
共済掛金の負担について2
退職共済制度の仕組み3
休職に伴って、給与が無給となった場合…5
転職する場合
退職金等長期給付金について6
よくあるご質問6
掛金と退職金額の関係7
短期給付について9
福利厚生事業について9
資金の貸付について9
施設利用・あっせんについて9
長期加入者顕彰について10
積立年金保険事業について10
損害保険代理店事業について10
広報「福利かながわ」について10
研修事業について10
<規程関係>
定款11
退職共済規程24
福利厚生事業実施規程36
生活資金貸付規程38
住宅・土地資金貸付規程39
運用の基本方針42

ページ

# 公益財団法人神奈川県福利協会とは

神奈川県福利協会は、県内の民間社会福祉 事業を推進するため 1955 年に設立された団 体です。それぞれの福祉施設が単独では従事 者の退職金・年金制度を持つことが困難であ ったことから、助け合いの精神を有する多く の民間社会福祉事業者とともに、退職金制度 等の事業を維持運営しています。(平成 24 年 4 月より公益財団法人に移行)

# 福利協会の目的・事業 - 定款より抜粋 -

# 目 的

神奈川県内において障害者の支援、高齢者の 福祉の増進、児童又は青少年の健全な育成等福 祉に係る非営利の法人活動の促進と充実を図 り、もって県内における社会福祉の向上と民間 公益活動の発展に寄与すること。

# 事 業

# <公益目的事業>

- (1)社会福祉に係る非営利法人の退職共済事業
- (2)その他の公益目的を達するために必要な事業 〈収益事業〉
  - (1)損害保険代理店事業
  - (2)その他公益目的事業を推進するために必要な事業

# 契約及び加入者について

# 【契約できる施設・団体】

神奈川県下 (原則として、横浜市所管を除く。) 民間社 会福祉施設・団体を経営する非営利の法人又は個人

- 提出が必要な書類
  - ・共済制度加盟申込書・共済契約申込書(様式1号)

# 【加入できる者】

福利協会と契約を締結した施設・団体に勤務する有給の職員で、就業規則、労働契約等により、本退職金制度の受益者とされた方が加入できます(以下「加入者」という。)。なお、法人の役員は加入できません。ただし、役員であって従事者として上記に該当する場合は加入できます。

- ※平成29年4月より、65歳以上の方は加入できません。
- ※加入時点の年齢により65歳までに納付する掛金の期間が短くなり、退職一時金(長期給付)が掛金相当額(事業主拠出分+加入者拠出分)を下回る場合があります。
- 提出が必要な書類(事業主・施設長(共済契約者等)経由)・新規加入通知書(様式2号)
  - ※事業主とは、事業主・施設長(共済契約者等)をいう。

# 共済掛金の負担について

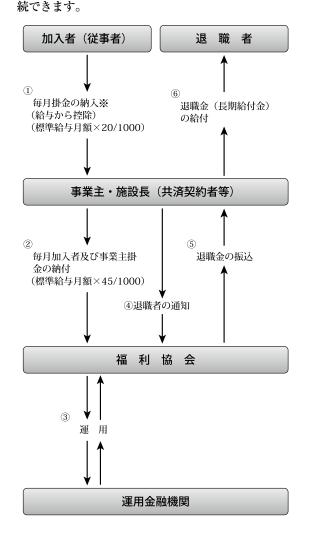
- ■加入者 標準給与月額× 20/1000
- ■事業主 標準給与月額×25/1000
- ※平成29年4月以降、加入者の年齢が満65歳に達した年度の翌年度4 月より掛金の納入を停止(掛金の納入を停止した者を以下「掛金停止者」 という。) します。
- ※現加入者で既に平成29年4月1日時点で65歳以上の加入者については、平成30年度より掛金の納付が停止となりますが、経過措置として、平成29年3月31日以前の加入者のうち、加入期間10年未満の場合、掛金の納付を掛金納付開始年月から10年間(120ヵ月)継続できます。

# 標準給与月額とは…

毎月の掛金額や退職金計算の基礎となるもので、加入者が勤務の対価として受ける本給、調整手当、扶養手当及びその他の手当(通動手当、時間外手当及び臨時に支給される手当を除く)の合計額を別表1「標準給与月額等級及び掛金月額表」(P32参照)にあてはめ算出します。その後は、毎年5月~7月の平均額により10月に等級・掛金額を改定します。なお、昇給などにより本給等に変動があった場合でも10月の改定以外では変更できません。

# 退職共済制度の仕組み

※平成29年4月以降、加入者の年齢が満65歳に達した年度の翌年度4月より掛金の納入を停止(掛金の納入を停止した者を以下「掛金停止者」という。)とします。 ※現加入者で既に平成29年4月1日時点で65歳以上の加入者については、平成30年度より掛金の納付が停止となりますが、経過措置として、平成29年3月31日以前の加入者のうち、加入期間10年未満の場合、掛金の納付を掛金納付開始年月から10年間(120ヵ月)継



- ① 掛金は毎月納付(毎月給与から控除されます。)です。掛金額は、給与月額を基に設定する標準給与等級及び掛金月額表(P32 参照)より定められており、事業主・施設長(共済契約者等)と加入者(従事者)の両者で負担します。 ※平成29年4月以降、加入者の年齢が満65歳に達した年度の翌年度4月より掛金の納入を停止します。(掛金停止者)
  - なお、平成29年3月以前の加入者については、経過 措置があります。
- ② 加入者掛金額は、事業主・施設長(共済契約 者等)経由で福利協会に納入されます。
- ③ 毎月の掛金は、運用金融機関へ送金し、退職金制度を維持するため運用の基本方針(P42参照)に基づいて資産運用を行います。
- ④ 事業主・施設長(共済契約者等)は、退職者 を福利協会へ通知します。
- ⑤ 加入期間(掛金を納付した期間)に応じて、退職金(長期給付)が給付されます。ただし、加入期間1年未満(掛金を納付した期間が12ヶ月未満)で退職する場合、退職金(長期給付)は給付されません。加入者が負担した掛金分についても戻りません。
- (注) 12ヶ月以上掛金の納付があっても、退職によらない脱退の場合は退職共済規程の定めるところにより、計算した額の2分の1以内の額が支払われます。なお、その計算した額が加入者の負担した掛金の累計額を下回る場合は、加入者の負担した掛金の累計額が支払われます。
- ⑥ 事業主・施設長(共済契約者等)より退職金 (長期給付)を受取ります。
- ※ 掛金額や長期給付金の支給率・給付額などについて は、制度の見直しにより変更される場合があります。

# 休職に伴って、給与が無給となった場合

休職に伴って、給与が無給となり掛金の納入が困難な 場合は、掛金の納入を一時中断することができます。

掛金の納入を中断した期間は、長期給付金(退職金)の算出加入期間から除かれます。復職時(掛金納入再開時)に「共済掛金再開届」の提出が必要です。

提出が必要な書類(事業主・施設長(共済契約者等)経由)・共済掛金中断・再開届(様式11号)

# 転職する場合

福利協会の退職金制度に加盟している施設・団体に転職する場合は、加入期間を通算させることができます。(ただし、施設・団体間で掛金納付期間に空白ができない場合のみ)

継続する場合は、速やかに元の事業主・施設長(共済 契約者)の担当者に、転職先で加入を継続することを申 し出てください。

福利協会の退職金制度に加盟していない施設・団体に転職する場合は、継続できませんのでご注意ください。

提出が必要な書類(事業主・施設長(共済契約者等)経由)・異動通知書(様式10号)

# 退職金等長期給付金について

加入期間(掛金納入期間)が12ヶ月以上ある加入者が、 退職・死亡等で退職する場合に、退職金等の長期給付金を原 則として事業主・施設長(共済契約者等)等に送金し、事業主・ 施設長(共済契約者等)等より受取となります。

平成29年4月以降、加入者の年齢が満65歳に達した年度の翌年度4月より掛金の納入を停止します。(以下「掛金停止者」という。)この掛金停止者が退職する際、掛金停止期間に対して加算金を加えて支給します。なお、この加算金の詳細については、別途定めます。

退職一時金:加入期間1年以上で退職したとき。 遺族一時金:加入期間1年以上で死亡したとき。

- → 提出が必要な書類 (事業主・施設長 (共済契約者等) 経由)・退職一時金受給申請書 (様式5号)
- 福利協会の貸付金制度を利用中(返済中)に退職 する場合には、事前に福利協会へご相談ください。 別に手続が必要です。
- 死亡退職の場合は、別に添付書類が必要です。 福利協会へご連絡ください。
- ◆ 請求期限は、退職日から5年間です。 5年を過ぎると請求権が消滅します。
- ※ 加入期間(掛金納入期間)が12ヶ月以上ある加入者の退職によらない脱退の場合は、退職共済規程の定めるところにより計算した額の2分の1以内の額を支払います。なお、その計算した額が加入者の負担した掛金の累計額を下回る場合は、加入者の負担した掛金の累計額を支払います。

# よくある質問

- ◎ 退職金は、いつごろ振り込まれますか。
- ▲ 毎月の締日までに福利協会に提出いただくと、その月の月末までに事業主・施設長(共済契約者等)等の口座に送金します。その後事業主・施設長(共済契約者等)から本人へ送金等となります。記入漏れ・間違いなどがあると送金が遅れますので、ご留意ください。
- ◎ 退職金額を知りたい。
- ▲ 退職予定によらず、希望の退職想定日で所定の申出書の依頼により試算いたします。また、結果は加入者本人に限り通知いたしますのでお問い合わせください。

# 計算方法

退職一時金

全加入期間の 平均標準給与月額 × 加入期間に応じた支給率 (別表3 P33参照)

※掛金の納入を中断した期間は、算出加入期間から除かれます。

※<u>制度改正以前に加入した方は</u>、制度改正による不利益が生じないよう、改正までの加入 期間について、旧給付率での給付額との差額を保証する"経過措置"を設けています。

# <計算例①> 2022.4に加入、2030.3で退職した場合

# 標準給与月額の履歴

2022.4 ~ 2025.9  $170,000 \times 42 ext{ }$  月 = 7,140,000 2025.10 ~ 2028.9  $180,000 \times 36 ext{ }$  月 = 6,480,000 2028.10 ~ 2030.3  $190,000 \times 18 ext{ }$  月 = 3,420,000 計  $96 ext{ }$  月 = 17,040,000

平均標準給与月額 支給率

退職一時金 は、177,500 × 4.322 = <u>767,150円</u> (10円未満切捨)

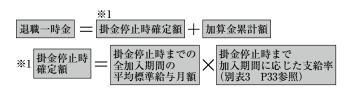
(加入者掛金累計 340,800) 事業主掛金累計 426,000

# 掛金と退職金額の関係

- ・加入者の掛金については、加入期間1年以上であれば掛けた
- ・事業主掛金を合わせた合計でみますと加入期間8年のところ 予定利回り0.75%前提(改正2022年4月1日以降)

<計算例②> 掛金停止後3年で退職した場合

●確定額は、2.882.260円



<加算金累計額> [\*\*2年度ごとの加算金金利]

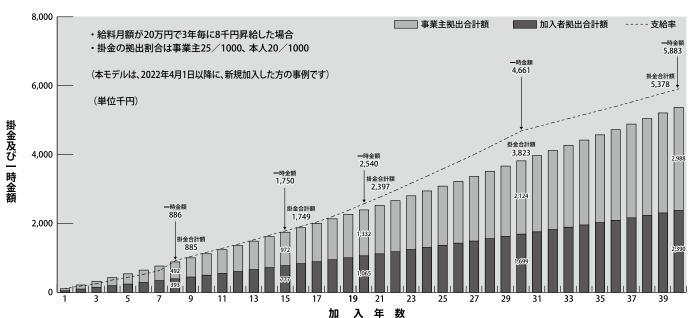
合計 11,520円

掛金停止時確定額 加算金累計 は、2,882,260 + 11,520 = 2,893,780円 (10円未満切捨)

※2「年度ごとの加算金金利」については、退職共済規程第20条の2 により別途定めています。

金額以下になることはありません。

から退職一時金が掛金相当分を上回ってきます。



# 短期給付について

# 慶弔金

種 別		受給要件	給付金額
	結 婚 祝 金	加入者が結婚したとき	10,000円
	死亡弔慰金	加入者が死亡したとき	30,000円

# 退会一時金

種別	受給要件	給付金額
退会一時金	加入期間6か月以上1年未 満で退会(退職)したとき	10,000円

- 提出が必要な書類等 (事業主・施設長 (共済契約者等) 経由)・短期給付金請求書 (様式1号)
- ◆請求期限 事実発生日より1年

# 福利厚生事業について

あっせん事業収入、共済積立金運用益を有効に活用し、加入者の福利増進を目的として、観劇、スポーツ観戦等の事業を行います。

# 資金の貸付について

	種別	申込資格	貸付額	償還期間	年利率
	生活資金	加入1年以上	100万円限度	80ヶ月以内	3.5%
	住宅·土地資金	加入5年以上	100万円限度	100ヶ月以内	3.5%
		加入10年以上	200万円限度	180ヶ月以内	3.5%

(注)生活資金と住宅・土地資金は重複して貸付を受けることはできません。

# 施設利用・あっせんについて

- ★ホテル・温泉施設・美術館・水族館等レジャー施設を 割引料金で利用できます。
- ★デパート・冠婚葬祭・引越・旅行・スポーツクラブ・ カラオケ・乗馬・レンタカー・エステ・きもの着付等 を割引料金で利用できます。
- ★メガネ・畳・ふすま等廉価な価格で購入できます。

- ★住宅土地資金購入資金の融資銀行のあっせんいたします。
- ※詳しくは、福利協会ホームページ、又は毎年4月に発 行する「加入者割引利用ガイドブック」にてお知らせ いたします。
- ★その他、ミュージカル、舞台、コンサート等のあっせんを公演に合わせてお知らせいたします。

# 長期加入者顕彰について

4月1日を基準日として、協会加入期間30年・40年・ 50年該当者へ毎年5月に記念品を贈り顕彰いたします。

# 積立年金保険事業について

(※現在募集していません)

# 損害保険代理店事業について

三井住友海上火災保険代理店として火災・自動車・新 種保険(施設賠償、旅行・レクリエーション、傷害など) 等の損害保険業務を取扱っております。ご加入をお願い いたします。

# 広報「福利かながわ」について

春、夏、お正月の年3回発行。

協会の事業計画と予算、事業報告と決算や共済制度財政報告等をお知らせします。また、加入施設や加入者の紹介、お得なあっせん情報等も掲載しています。

# 研修事業について

平成24年4月より公益財団法人への移行を契機に、施設経営をはじめ人材確保、人材育成などに視点を置いた研修やセミナーなどを実施するものです。

# 公益財団法人神奈川県福利協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人神奈川県福利協会(英文名 The Kanagawa Welfare Association [略称 KWA]) と称 する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、神奈川県内において障害者の支援、高齢者の福祉の増進、児童又は青少年の健全な育成等福祉に係る非営利の法人活動の促進と充実を図り、もって県内における社会福祉の向上と民間公益活動の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の公益目 的事業を行う。
  - (1) 社会福祉に係る非営利法人の退職共済事業
  - (2) その他公益目的を達成するために必要な事業
  - 2 この法人は、その公益目的事業の推進に資するため、 次の収益事業を行う。
    - (1) 損害保険代理店事業
    - (2) その他公益目的事業を推進するために必要な事業
  - 3 前2項の事業は、神奈川県において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

- 第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種 類とする。
  - 2 基本財産は、法人の目的である事業を行うために不可 欠なものとして理事会において定めた財産とする。
  - 3 基本財産以外の財産をその他の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

- 第6条 この法人の基本財産については、適正な維持及び管理 に努めるものとする。
  - 2 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分又は 担保に提供する場合には、理事会において、議決に加わ ることのできる理事の3分の2以上の決議を経て、評議 員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の 2以上の決議によるものとする。

(財産の管理及び運用)

第7条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うもの とし、その方法は理事会において定める。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3 月31日に終わる。

## (経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、理事会に諮った上で、その他の財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

- 第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書及び収支予算書等」という。)については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
  - 2 前項の書類については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。)第22条の定めるところにより、毎事業年度開始の日の前日までに神奈川県知事に提出し、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

## (事業報告及び決算)

- 第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度 終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、 かつ、第3号から第7号までの書類については会計監査 人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければな らない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
  - (7) キャッシュ・フロー計算書
  - 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(平成19年法務省令第28号)第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、次の各号に掲げる書類を公益認 定法第22条の定めるところにより、毎事業年度終了後3 ケ月以内に神奈川県知事に提出し、主たる事務所に5年 間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主た る事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監查報告
  - (2) 会計監査報告
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を 記載した書類
  - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 この法人は、第2項の定時評議員会の終結後遅滞なく、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。)第199条において準用する第128条第1項の定めるところにより、貸借対照表及び正味財産増減計算書を公告するものとする。

# (公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に 関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第 48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末 日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項 第5号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第13条 この法人に評議員13名以上15名以内を置く。

# (選任及び解任)

- 第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団・財団法人法第 179条から第195条の規定に従い、評議員会において行 う。
  - 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれ も満たさなければならない。
    - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員 の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないもので あること。
      - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
      - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
      - ハ 当該評議員の使用人
      - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議 員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持 している者
      - ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
      - へ ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
    - (2) 他の同一団体(公益法人を除く。)の次のイから二に 該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を 超えないものであること。
      - イ 理事
      - ロ 使用人
      - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する 社員である者
      - ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び 地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
        - ① 国の機関
        - ② 地方公共団体

- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- も 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- 3 評議員は、この法人の理事又は監事を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があったときは、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

# (権限)

第15条 評議員は、評議員会を構成し、第19条に規定する事項について決議する。

# (任期)

- 第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで とし、再任を妨げない。
  - 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任され た評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時 までとする。
  - 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、 任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任さ れた者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を 有する。

# (報酬等)

- 第17条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない 範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基 準に従って算定した額を、報酬として支給することがで きる。
  - 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払 いをすることができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により定める。

# 第2節 評議員会

(構成)

第 18 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。 (権限)

- 第19条 評議員会は、次の事項について決議する。
  - (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 定款の変更
- (5) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的 事業の全部の廃止
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの 定款に定められた事項

# (開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会として毎年度1回、毎事業 年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合 に開催する。

## (招集)

- 第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
  - 2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

# (招集の通知)

- 第22条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員 に対して、評議員会の日時、場所、目的である事項を記 載した書面をもって招集の通知を発するものとする。
  - 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、 招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することが できる。

## (議長)

第23条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議 員の中からその都度互選する。

# (定足数)

第24条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

# (決議)

- 第25条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有 する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数 をもって行う。
  - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について 特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。ただ し、第2号の定款の変更の決議のうち、第3条に規定す る目的及び第4条に規定する事業並びに第14条第1項に 規定する評議員の選任及び解任の方法についての決議 は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く 評議員の4分の3以上に当たる多数をもって行わなけれ ばならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (4) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的 事業の全部の廃止

- (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、 各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。 理事又は監事の候補者の合計数が第30条に定める定数 を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から 得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する こととする。

# (決議の省略)

第26条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

# (報告の省略)

第27条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

# (議事録)

- 第28条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
  - 2 議長及び評議員会に出席した評議員のうちから議長が 指名した議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印 する。

# (評議員会運営規程)

第29条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定 款で定めるもののほか、評議員会において定める評議員 会運営規程による。

# 第5章 役員等及び理事会

## 第1節 役員等

(役員等の設置)

- 第30条 この法人に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 11 名以上 13 名以内
  - (2) 監事 2名以上3名以内
  - 2 理事のうち1名を理事長とし、この理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
  - 3 理事長を除く理事のうち1名を常務理事とすることができるものとし、この常務理事をもって一般社団・財団法人法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
  - 4 この法人に会計監査人を置く。

# (選任等)

- 第31条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議に よって選任する。
  - 2 理事長、常務理事及び委員会を構成する理事は、理事 会の決議によって理事の中から選定する。
  - 3 監事は、この法人の理事及び評議員並びに使用人を兼

ねることができない。

- 4 理事のうちには、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

# (理事の職務及び権限)

- 第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定める ところにより、職務を執行する。
  - 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、 この法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 常務理事は、理事会において定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
  - 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える 間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報 告しなければならない。

# (監事の職務及び権限)

- 第33条 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の職務の執行を監査し、法令及びこの定款で定めるところにより、監査報告を作成すること。
  - (2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすること。
  - (3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
  - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするお それがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反 する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるとき は、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
  - (5) 前号の報告をするために必要あるときは、理事長に 理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があっ た日から5日以内に、その請求があった日から2週間 以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発 せられない場合は、直接理事会を招集すること。
  - (6) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
  - (7) 評議員会において、評議員から特定の事項について 説明を求められた場合に、その事項について必要な説 明をすること。
  - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

# (会計監査人の職務及び権限)

- 第34条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人 の貸借対照表、正味財産増減計算書並びにこれらの附属 明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、 会計監査報告を作成する。
  - 2 会計監査人は、いつでも次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
  - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成 されているときは、当該書面
  - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

# (任期)

- 第35条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 2 任期の満了前に辞任した理事又は監事の補欠として選 任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了す る時までとする。
  - 3 理事又は監事は、第30条第1項で定める定数に足り なくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新た に選任された者が就任するまで、なお理事又は監事とし ての権利義務を有する。
  - 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時 までとする。ただし、その定時評議員会において別段の 決議がされなかったときは再任されたものとみなす。

# (解任)

- 第36条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行うものとする。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
  - 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議 員会の決議によって解任することができる。
    - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
    - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
    - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
  - 3 監事は、会計監査人が、前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

#### (報酬等)

第37条 理事及び監事には、評議員会において別に定める総額

- の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給 の基準に従って算定した額を報酬等として支給すること ができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用 の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により定める。
- 4 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を 得て、理事会において定める。

# (責任の免除及び限定)

- 第38条 この法人は、一般社団・財団法人法第198条において 準用する第111条第1項の理事、監事又は会計監査人の 賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合に は、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定め る最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除す ることができる。
  - 2 この法人は、外部役員及び会計監査人との間で、前項 の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合 には賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10 万円以上で契約時に予め定めた額と法令の定める最低責 任限度額とのいずれか高い額とする。

# 第2節 理事会

#### (構成)

第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

# (権限)

- 第40条 理事会は、法令及びこの定款に定めるところにより、 次の職務を行う。
  - (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

# (種類及び開催)

- 第41条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。
  - 2 通常理事会は、事業年度毎に原則として、5月又は6 月及び3月の2回開催する。
  - 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に 開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
  - (3)前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の 招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 第33条第5号の規定により、監事から理事長に招集 の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

## (招集)

第42条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第

- 3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後 段により監事が招集する場合を除く。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、 常務理事が理事会を招集する。
- 3 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項 第4号後段による場合は、監事が、理事会を招集する。
- 4 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的 である事項を記載した書面をもって、理事会の日の5日 前までに、通知しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意 があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催 することができる。

## (議長)

- 第43条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
  - 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、 常務理事がこれに当たる。

# (定足数)

第44条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

# (決議)

第45条 理事会の決議は、この定款で定めるものを除き、議決 に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半 数をもって行う。

## (決議の省略)

第46条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案 をした場合において、その提案について、議決に加わる ことのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同 意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理 事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議 を述べたときは、その限りではない。

## (報告の省略)

- 第47条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に 対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合において は、その事項を理事会に報告することを要しない。
  - 2 前項の規定は、第32条第4項の規定による報告には 適用しない。

# (議事録)

- 第48条 理事会の議事については、法令で定めるところにより 議事録を作成する。
  - 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

#### (理事会運営規程)

第49条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款 で定めるもののほか理事会において定める理事会運営規 程による。

- 第6章 評議員及び役員の欠格事由等
- (評議員の欠格事由)
- 第50条 次に掲げる者は、この法人の評議員となることができない。
  - (1) 一般社団・財団法人法第173条第1項において準用 する同法第65条第1項各号に掲げられた者
  - (2) 一般社団・財団法人法第173条第1項において準用する同法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
  - (3) 公益認定法第6条第1号に該当する者
  - (4) 公益認定法第6条第1号口に該当する罪刑又はハに 該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されて いる者

# (評議員の地位の喪失)

- 第51条 この法人の評議員は、前条各号に該当するに至ったと き、自動的にこの法人の評議員としての地位を喪失する。 (役員の欠格事由)
- 第52条 次に掲げる者は、この法人の理事又は監事となること ができない。
  - (1) 一般社団・財団法人法第177条において準用する同 法第65条第1項各号に掲げられた者
  - (2) 一般社団・財団法人法第177条において準用する同 法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該 当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されてい る者
  - (3) 公益認定法第6条第1号に該当する者
  - (4) 公益認定法第6条第1号口に該当する罪刑又はハに 該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されて いる者

# (役員の地位の喪失)

第53条 この法人の役員は、前条各号に該当するに至ったとき、 自動的にこの法人の理事又は監事としての地位を喪失す る。

# 第7章 顧問

#### (顧問)

- 第54条 この法人に顧問を若干名置くことができる。
  - 2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任し、ま た解任する。
  - 3 顧問は、無報酬とする。ただし、評議員会が定めると ころによりその職務を行うために要する費用の支払いを することができる。

## (顧問の職務)

第55条 顧問は、理事会又は理事長の諮問に答え、理事会又は 理事長に対して参考意見を述べることができる。

# 第8章 委員会

## (委員会)

- 第56条 この法人の事業を推進するために、理事会は、その決議により次の委員会を設置することができる。
  - (1) 運営委員会
  - (2) 資産運用委員会
  - (3) その他理事会が必要と認めた委員会
  - 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理 事会において定める。

# 第9章 事務局

# (事務局)

- 第57条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
  - 2 事務局には、所要の職員を置く。
  - 3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
  - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が 理事会の決議を経て、定める。

# 第10章 定款の変更、合併及び解散等

# (定款の変更)

- 第58条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。ただし、第61条に規定する公益目的取得財産 残額の贈与については変更することができない。
  - 2 前項の規定は、この定款の第3条に規定する目的及び 第4条に規定する事業並びに第14条第1項に規定する 評議員の選任及び解任の方法についても適用する。
  - 3 公益認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定 款の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、 その事項の変更につき、神奈川県知事の認定を受けなけ ればならない。
  - 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を 神奈川県知事に届け出なければならない。

# (合併等)

- 第59条 この法人は、公益認定法第11条第1項の変更の認定 の申請又は同法第25条第1項の認可の申請をする場合 を除き、評議員会の決議によって、他の一般社団・財団 法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及 び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
  - 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を神奈 川県知事に届け出なければならない。

# (解散)

第60条 この法人は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由により解散する。

# (公益目的取得財産残額の贈与)

第61条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又 は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継 する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会 の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財 産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益認定法 第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第62条 この法人が解散等により清算する場合において有する 残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公 共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に贈 与するものとする。

第11章 公告

(公告)

- 第63条 この法人の公告は、電子公告により行う。
  - 2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告 をすることができない場合は、官報に掲載する方法によ り行う。

第12章 補則

(委任)

第64条 この定款で定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

# 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の 施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に 定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団 法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関 係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民 法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、 第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年 度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、堀澤 久雄とする。
- 4 この法人の最初の会計監査人は、高野 伊久男とする。
- 5 (令和3年7月2日)

定款第2条の変更については、評議員会の決議があった日より 施行する。

# 公益財団法人神奈川県福利協会退職共済規程

昭和53年4月1日 制定 平成24年3月29日 一部改正 平成29年4月1日 一部改正 令和4年4月1日 一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人神奈川県福利協会(以下「本会」という。)の定款第4条の規定する事業(以下「共済制度」という。)の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、 当該各号に定めるところによる。
  - (1) 事 業 主 神奈川県下(原則として、横浜市所管を除く。)の民間社会福祉施設・団体(以下「施設・団体」という)を経営する法人又は個人で、本会との間で共済契約を締結する立場にあるもの
  - (2) 共済契約者 共済契約の当事者である事業主
  - (3) 加 入 者 共済契約者が経営する施設・団体に勤務 する有給の職員で、就業規則、労働契約等 により、共済制度の受益者とされた者
  - (4) 共 済 契 約 この規程で定める共済制度に必要な資金を共済契約者が本会に預託することを約し、本会が共済契約者からの権限の委任を受け、すべての共済契約者から預託された総資産のうちから給付を行うことを約す契約をいう。
  - 2 定款第4条第1項第2号に定めるその他公益目的を達成するための必要な事業については、次の各号に定めるものする。
    - (1) 福利厚生事業 非営利法人の従事職員等に対する自 己啓発・余暇活動への支援、生活資金等 の貸付、慶弔・長期加入者顕彰等の給付 など実施するものとする。
    - (2) 研 修 事 業 施設経営をはじめ人材確保、人材育 成などに視点を置いた研修やセミナーなど を実施していくものとする。
    - (3) 広報普及事業 広報紙「福利かながわ」を発行する とともに、ホームページ等を活用し、広く 福利協会の事業と普及促進に努めていく ものとする。

(加入の手続)

第3条 本会の共済制度に加入しようとする者は、共済契約者 又は民間社会福祉施設の長(本会共済制度に関する業務 につき、共済契約者の権限の委任を受けた者に限る。)(以 下「共済契約者等」という。) を経由して所定の新規加入 通知書を提出しなければならない。なお、加入しようとす る者は65歳未満とする。

# (共済契約の締結等)

- 第3条の2 事業主は、共済契約の申込をしようとするときは、 共済契約申込書(様式1号)に新規加入通知書等を添付 して理事長に提出しなければならない。
  - 2 理事長は、前項の申込を理事会の議を経て承諾した時 は、共済制度加盟承諾通知書(様式3号)と本退職共済 規程を共済契約者に送付するものとする。
  - 3 事業主が、施設を新設し、新たにその施設の職員を加入者としようとする場合の手続きは、前2項を準用する。

# (加入の時期)

第4条 加入者の共済制度への加入の時期は、共済契約者等が 第3条の手続きをとり、理事長が加入を承認した日とする。 ただし、共済契約者等の希望により、加入の時期を年度 内に限り遡ることができる。

# (資格喪失の時期)

- 第5条 加入者は、次のいずれかに該当するときは、その翌日から加入者の資格を喪失する。
  - (1) 死亡したとき。
  - (2) 施設・団体を退職したとき。ただし、加入者が本会の共済制度に加盟している他の施設・団体に引続き勤務し、第2条第1項第3号により、その施設・団体の共済契約者等が加入を承認した場合は、この限りでない。
  - (3) 加入者が共済契約者等の承認を得て、加入辞退を申し出たとき。
  - (4) 共済契約者等が加入者の4分の3以上の同意を得て、 共済契約の解除を申し出たとき。
  - (5) 掛金の3ヶ月以上の滞納等により共済契約が解除されたとき。

# (掛金停止年齢の設定等)

- 第5条の2 加入者の年齢が満65歳に達した年度の翌年度4月から、掛金の納入を停止する。(以下、掛金の納入を停止 した者を「掛金停止者」という。)
  - 2 前項の掛金停止者の掛金納入停止時までの平均標準給 与月額に別表第(3) に定める率を乗じた額(以下「掛金 停止時確定額」という。)を算出し共済契約者等へ通知す るものとする。

# (加入期間)

- 第6条 加入期間は、月によるものとし、理事長が加入を承認した日の属する月から第5条各号の事由が生じた日の属する月までとする。ただし、第10条第1項ただし書の規定により、掛金の納入を中断した期間及び第5条の2第1項の規定による掛金の納入を停止した期間は、加入期間から控除する。
  - 2 加入者が、本会共済制度に加盟している共済契約者の 施設・団体に異動し、引き続き勤務するときは、異動前の

加入期間を継続することができる。

# (加入期間の特例)

第7条 前条の規定にかかわらず、昭和29年3月31日以前に、神奈川県内の施設に勤務していた期間は、これを加入期間に算入する。ただし、昭和43年3月31日までに本会の共済制度に加入し、加入者でなくなったときの加入期間が8年以上ある者とする。

# (共済契約者等の義務)

- 第7条の2 共済契約者は、共済契約に基づく掛金を納付しなければならない。
  - 2 共済契約者等は、共済契約に基づき本会から通知され た事項を所属の加入者に周知させなければならない。
  - 3 共済契約者等は、本退職共済規程を遵守するとともに、 本会の目的の達成及び事業の推進に協力するものとする。

# (共済契約の解除)

- 第7条の3 本会は、共済契約者が正当な理由なくして共済契約条項を履行しないときは、理事会に諮るとともに当該共済契約に係る加入者にその旨を通知することにより、共済契約を解除することができる。
  - 2 共済契約者は、加入者の4分の3以上の同意を得て、 共済契約を解除することができる。
  - 3 共済契約の解除は、将来に向かってのみ効力を生じる。

# 第2章 掛金

# (掛金の額)

第8条 掛金の額は、標準給与月額の1,000分の45とする。 (掛金の負担率)

第9条 前条の掛金の負担率は、加入者が1,000 分の20 を、施設が1,000 分の25 の負担とする。ただし、掛金停止者は、この限りでない。

# (掛金の納付義務)

- 第10条 加入者(掛金停止者を除く。)は、共済制度に加入した 月から脱退した月までの掛金のうち前条の自己負担分を 毎月納入しなければならない。ただし、加入者(掛金停 止者を除く。)が休職等により無給となり掛金の納入が困 難な場合は、掛金の納入を一時中断することができる。
  - 2 共済契約者等は、加入者(掛金停止者を除く。)が納入 した掛金を毎月取りまとめ、施設負担分と合わせて、当 該月の末日までに本会に納付しなければならない。

# (掛金の不返還)

第10条の2 納付された掛金は、やむを得ない事情があると理 事長が認める場合を除き、納付期限後1ヶ月を経過した 後は返還しない。

# (延滞金)

第11条 掛金の納付が、納付期限後1ヶ月を超えた場合は、年 利14.6%の割合で納付した日までの日数によって計算した 額の延滞金を共済契約者から徴収する。ただし、計算さ れた額が500円未満の場合は、徴収しない。

## (標準給与月額)

- 第12条 標準給与月額は、加入者の給与月額に基づいて別表(1) により定める。ただし、掛金停止者は、この限りでない。
  - 2 前項に定められた標準給与月額は、その年の10月に改 定し、翌年9月までの各月の標準給与月額とする。
  - 3 新しく加入した者は、加入者となった日現在の給与月 額にもとづきこれを定め、最初の9月までの標準給与月額 とする。
  - 4 この規定の給与月額とは、加入者が勤務の対価として 受ける本給、調整手当、扶養手当及びその他の手当(通 動手当、時間外手当及び臨時に支給される手当を除く。) の合計額とする。

# (標準給与月額の算定届)

第13条 共済契約者等は、毎年8月1日に在籍している全加入者(掛金停止者を除く。)の5月、6月及び7月の平均給与月額を、標準給与月額算定基礎届により提出しなければならない。

(給付の算定基礎となる平均標準給与月額)

- 第14条 給付の算定にあたっては、平均標準給与月額を用いる。
  - 2 前項の平均標準給与月額は、加入者が加入していた全 加入期間の各月の標準給与月額の合計額を、全加入期間 で除して得た額とする。

# (標準給与月額の計算特例)

第15条 前条の規定にかかわらず、昭和57年3月31日(以下「基準日」という。)以前に本会の共済制度に加入していた者の、基準日現在までの各月の標準給与月額は、基準日前各月の標準給与月額を平均した額とする。ただし、加入期間が3年を超えるときは、直近3年をもって計算した額とする。

# 第3章 給付

第1節 通則

(給付の種類)

- 第16条 共済制度における給付の種類は、長期給付及び短期給付とする。
  - 2 長期給付は、次に掲げるものとする。
  - (1) 退職一時金
  - (2) 遺族一時金
  - 3 短期給付は、次に掲げるものとする。
  - (1) 慶弔金
  - (2) 退会一時金
- 4 前項各号に掲げる短期給付は、別に定めるものとする。 (長期給付の請求)
- 第17条 加入者が退職したとき(死亡による退職を含む。)は、 共済契約者等は別に定める申請書を本会に提出しなけれ ばならない。

# (長期給付の支給制限)

第18条 加入者が懲戒免職又は禁固以上の刑に処せられ退職したときは、長期給付を支給しない。ただし、掛金のうち加入者の負担分は、その累計額を支払うものとする。

# (給付金の支給時期等)

- 第19条 第16条第2号の長期給付は、第17条により、毎月締切日の属する月末まで、共済契約者等又は第23条、第25条により遺族に支給する。ただし、共済契約者等が第10条第2項に基づく払込みがあるまで支給を停止することができる。
  - 2 前項本文により支給を受けた共済契約者等は、これを 長期給付を受ける者に遅滞なく給付しなければならない。

# (端数処理)

第20条 長期給付の計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。

(掛金停止者加算金及び加算金金利)

- 第20条の2 掛金停止者加算金は、掛金停止時確定額に年度ごとの加算金金利を単利で計算した額の累計額とする。なお、年度の途中で退職した場合、月割計算とする。年度ごとの加算金金利は、平成30年度以降、前年度の10年国債の金利を年度平均したもの(小数点以下3位を切り捨て)をもとに算定し、その算定した加算金金利が0.1%を下回る場合は0.1%とし、上限は0.5%とする。
  - 2 前項の年度ごとの加算金金利は、別に定め、共済契約 者等に通知する。

# 第2節 退職一時金

# (支給要件)

第21条 加入者が、加入期間1年以上で退職したときは、退職 一時金を支給する。

# (退職一時金の額)

- 第22条 退職一時金の額は、加入期間に応じ、次により定める ところにより計算される金額とする。
  - 平均標準給与月額×別表(3) に定める率
  - 2 掛金停止者が退職した時は、第20条の2で算出した掛金停止者加算金に掛金停止時確定額を加えた額を退職一時金とする。

## 第3節 遺族一時金

# (支給要件)

第23条 加入者が加入期間1年以上で死亡により退職したとき その遺族に遺族一時金を支給する。

# (遺族一時金の額)

第24条 遺族一時金の額は、第22条に定めた額とする。

(遺族の範囲と順位)

- 第25条 遺族一時金を受ける遺族は、次の各号に掲げる者とする。
  - (1) 配偶者(届出をしていないが加入者の死亡の当時、 事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
  - (2) 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で加入者の死亡 の当時、主としてその収入によって生計を維持していた もの
  - (3) 前号に掲げる者のほか、加入者の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族

- (4) 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で第2号に該当 しないもの
- 2 遺族一時金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあっては、その各号に規定する順序による。この場合において、父母については、養父母、実父母の順序により、祖父母については、養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、妻父母の養父母、妻父母の順序による。
- 3 前項の規定により遺族一時金の支給を受けるべき順位 の遺族が2人以上あるときは、受取についての委任状を 作成し、その代表者あてに給付するものとする。

# 第4章 貸付金

(貸付金)

第26条 貸付金は、生活資金及び住宅・土地資金とし、別に定めるものとする。

# 第5章 資金

(資金)

第27条 共済制度の資金は、次の各号のものからなる。

- (1) 掛金
- (2) 補助金
- (3) 資産から生じる果実
- (4) その他の収入

(資金の充当)

第28条 定款第9条に基づき、共済制度の運営に必要な経費及 び法人事務費については、第27条の資金を充当すること ができる。ただし、充当額及び充当順位等については当 初予算決定時に運営委員会に諮り、理事会で定める。

## (財産の分別管理)

第28条の2 本会は、共済契約者からの預託された資産とその 他の資産とを区分して管理する。

## 第6章 制度の運営

(運営委員会)

第29条 本会は、共済制度の適正な運営を期するため、定款第 56条第1項第1号に規定する運営委員会において行うも のとする。

(資金の運用)

第29条の2 本会は、資金の運用に係る基本的な事項について 方針を定め、安全かつ有利な運用に努めるものとする。

(年金信託契約及び年金特定信託契約)

第30条 本会は、共済制度の円滑なる運営を期するため、信託 銀行との間に年金信託契約及び年金特定信託契約を締結 する。

(退職共済制度の財政再計算)

第31条 本会は、毎年度財政の検証を行うとともに、将来に向かって財政の均衡が保てるように財政の再計算を5年ごとに行うものとし、必要あると認めたときは適正な修正を行う

ものとする。

(信託財産等の配分)

第32条 共済制度を廃止したときは、加入者に対し、廃止日現在におけるそれぞれの掛金納付額及び長期給付の額に応じ保有する信託金等を配分する。また、本会が共済契約に基づき負担する債務については、共済契約者から預託された総資産の限度内において履行の責任を負う。

# (規程の改廃)

第33条 共済制度は、経済情勢の変化又は社会保障制度の改正 等に応じ、その一部若しくは全部を改正又は廃止するこ とができる。

# 第7章 雑則

(時効)

第34条 第16条第2項に規定する給付を受ける権利は、その給 付事由が生じた日から5年間これを行わないときは、消滅 する。

# (届出義務)

- 第35条 共済契約者等は加入者について、次の各号に掲げる事 由が生じたときは別に定める届書を提出しなければならな
  - (1) 加入期間が1年未満で退職したとき。
  - (2) 氏名を変更したとき。
  - (3) 他の共済契約者が経営する施設・団体に異動したとき。
  - (4) 休職等により掛金の中断又は再開するとき。
  - (5) その他本会が必要と認めた事項
  - 2 共済契約者等は、施設・団体の名称、住所及び共済契 約者等を変更したときは、変更届を提出しなければならな い。

## (受給権の処分禁止)

第36条 この規程による給付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することはできない。

# (脱退の場合の取扱い)

第37条 第5条第3号(退職後の再雇用の形態に大幅な相違がなく(定年退職の場合を除く。)理事会が同条第2号の退職と認定しない場合を含む。)、第4号及び第5号の場合における退職一時金の給付は、この規程に定めるところにより、計算した額の2分の1以内の額を支払うことができる。ただし、理事会が承認した場合はこの限りでない。なお、その計算した額が加入者の負担した掛金の累計額を下回る場合は、加入者の負担した掛金の累計額を支払うこととする。

# (細則)

第38条 本制度に特別の規程あるものを除くほか、本制度の実施のための手続きその他必要な事項は別に定める。

#### 附則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において、改正前の規定により加 入資格を有している者は、本則第2条に規定する加入者

とし、加入資格を有している者が所属する施設・団体を 経営している事業主との間においては、本則第2条に規 定する共済契約の効力が及ぶものとみなす。

#### 附則

この規程は、公益財団法人の設立の日から施行する。(平成 24年3月29日理事会議決)

#### 附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附則

## (施行期日)

第1条 この規程は、令和4年4月1日(以下「改正日」という。) から施行する。ただし、財政状況、社会情勢の変化等を 勘案し、一定の期間経過ののち見直しを行うものとする。 (令和3年12月17日理事会決議)

# (経過措置 別表(3))

- 第2条 改正日付で本退職共済制度を改正したことに伴い、改正日前日において既に本退職共済制度の加入者である者(以下「経過措置者」という。)が退職又は死亡したとき、次の各号により計算される額を比べ、第1号に定める額が第2号に定める額を上回るときはその差額を当該経過措置者の退職時又は死亡時に第22条第1項、第24条により計算される給付額に併せて支給する。
  - (1) 改正前の規程により改正目前目に退職したものとして 計算される退職一時金又は潰族一時金
  - (2) 本則により改正日前日に退職したものとして計算される退職一時金又は潰族一時金

# 附則

第1条 この規程は、平成29年4月1日(以下、「施行日」という。)から施行する。ただし、財政状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、一定の期間経過ののち見直しを行うものとする。(平成28年12月16日理事会議決)

# (経過措置)

- 第2条 第5条の2について、施行目前に満65歳を過ぎている 加入者は、平成30年4月に適用する。適用後に退職等された場合は、第5条の取り扱いとする。
- 第3条 施行日前の既加入者で改正後の第5条の2に該当した 者のうち、加入期間が10年を満たしていない場合は、加 入期間10年を限度として第5条の2の適用を保留できる ものとする。
  - 2 施行日前において、退職年金受給中の者(以下「既年金受給者」という。)および退職年金の支給を停止されている者(以下「年金受給待期者」という。)は、平成29年度中に退職年金に代えて支給する一時金への切り換え申請を行うこととし、次の取り扱いとする。
    - (1) 既年金受給者は、退職年金に代えて支給する一時金の額を算出し、その算出した額に年率 0.1%を乗じて得た額を退職年金に代えて支給する一時金の額に加算し、清算給付する。
    - (2) 年金受給待期者は、待期年数(端数月切り上げ)に

年率 0.1%を乗じて得た利率を退職年金に代えて支給する一時金の額に乗じて得た額を、当該退職年金にかえて支給する一時金に加算し、清算給付する。

# 別表(1)標準給与等級及び掛金月額表

(単位:円)

					(単位:円)
			掛金額		
等級	標準給与月額	給 与 月 額	加入者 20/1000	施 設 25/1000	掛金月額 45/1000
1	92,000	~ 94,999	1,840	2,300	4,140
2	98,000	95,000~100,999	1,960	2,450	4,410
3	104,000	101,000~106,999	2,080	2,600	4,680
4	110,000	107,000~113,999	2,200	2,750	4,950
5	118,000	114,000~121,999	2,360	2,950	5,310
6	126,000	122,000~129,999	2,520	3,150	5,670
7	134,000	130,000~137,999	2,680	3,350	6,030
8	142,000	138,000~145,999	2,840	3,550	6,390
9	150,000	146,000~154,999	3,000	3,750	6,750
10	160,000	155,000~164,999	3,200	4,000	7,200
11	170,000	165,000~174,999	3,400	4,250	7,650
12	180,000	175,000~184,999	3,600	4,500	8,100
13	190,000	185,000~194,999	3,800	4,750	8,550
14	200,000	195,000~209,999	4,000	5,000	9,000
15	220,000	210,000~229,999	4,400	5,500	9,900
16	240,000	230,000~249,999	4,800	6,000	10,800
17	260,000	250,000~269,999	5,200	6,500	11,700
18	280,000	270,000~289,999	5,600	7,000	12,600
19	300,000	290,000~309,999	6,000	7,500	13,500
20	320,000	310,000~329,999	6,400	8,000	14,400
21	340,000	330,000~349,999	6,800	8,500	15,300
22	360,000	350,000~369,999	7,200	9,000	16,200
23	380,000	370,000~394,999	7,600	9,500	17,100
24	410,000	395,000~424,999	8,200	10,250	18,450
25	440,000	425,000~454,999	8,800	11,000	19,800
26	470,000	455,000~484,999	9,400	11,750	21,150
27	500,000	485,000~514,999	10,000	12,500	22,500
28	530,000	515,000~544,999	10,600	13,250	23,850
29	560,000	545,000~574,999	11,200	14,000	25,200
30	590,000	575,000~	11,800	14,750	26,550

別表(3)退職一時金・遺族一時金支給率表

令和4年4月1日改正

			P/11-1-1/11-11-0X-11.
加入期間 (年)	支給率 (倍)	加入期間(年)	支給率 (倍)
1	0.377	24	14.701
2	0.707	25	15.538
3	1.037	26	16.362
4	1.595	27	17.207
5	1.980	28	18.047
6	2.419	29	18.906
7	2.928	30	19.753
8	4.322	31	20.140
9	4.862	32	20.528
10	5.402	33	20.915
11	5.942	34	21.303
12	6.482	35	21.690
13	7.022	36	22.078
14	7.562	37	22.465
15	8.102	38	22.853
16	8.642	39	23.240
17	9.182	40	23.628
18	9.859	41	24.016
19	10.624	42	24.404
20	11.445	43	24.792
21	12.255	44	25.180
22	13.060	45	25.568
23	13.887		

- (注) 加入期間 45年を超えた場合は1年ごとに0.388を加算
- (注)加入期間に1年未満の端数が生じた場合の支給率は次による。
  - 1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた支給率・・・・・A
  - 1年未満の端数を切り上げた年数に応じた支給率・・・・B
  - 支給率 = A + (B A)×端数月数/12
  - (小数点以下4位を四捨五入)

# 令和4年4月1日改正前

別表(3)退職一時金・遺族一時金支給率表

		平成	3 16 年 10 月 1 日改正
加入期間(年)	支給率 (倍)	加入期間 (年)	支給率 (倍)
1	0.377	24	17.061
2	0.707	25	18.146
3	1.037	26	19.231
4	1.595	27	20.355
5	1.980	28	21.479
6	2.419	29	22.641
7	2.928	30	23.804
8	4.322	31	24.191
9	4.906	32	24.579
10	5.476	33	24.966
11	6.038	34	25.354
12	6.548	35	25.741
13	7.276	36	26.129
14	7.754	37	26.516
15	8.459	38	26.904
16	9.234	39	27.291
17	10.087	40	27.679
18	11.017	41	28.067
19	11.947	42	28.455
20	12.954	43	28.843
21	13.961	44	29.231
22	14.969	45	29.619
23	16.015		

- (注)加入期間 45年を超えた場合は1年ごとに0.388を加算
- (注) 加入期間に1年未満の端数が生じた場合の支給率は次による。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた支給率・・・・・A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた支給率・・・・・ B

支給率 = A + (B - A)×端数月数/12

(小数点以下4位を四捨五入)

# 平成29年4月1日改正前の規定

掲載省略

# 平成 16年 10月1日改正前の規定

(退職一時金)

第30条 退職一時金の額は、加入期間に応じ、次に定めるところにより計算される金額とする。

平均標準給与月額×別表(3)に定める率×0.7

ただし、平成10年3月31日現在加入者であった者については、次に定めるところにより計算される額とする。

平成10年3月31日までの平均標準給与月額×平成10年3月31日までに加入期間に応じた別表(3)に定める率+0.7×{(平均標準給与月額×別表(3)に定める率)-(平成10年3月31日までの加入期間に応じた別表(3)に定める率)}

(年金に代えて支給する一時金の額)

第35条 掲載省略

別表 (3) 退職一時金・遺族一時金支給率表 (H16.10.1 改正前の規定)

加入期間(年)	支給率(倍)	加入期間(年)	支給率(倍)
1	0.629	11	7.275
2	1.179	12	8.185
3	1.729	13	9.095
4	2.279	14	10.005
5	2.829	15	10.915
6	3.455	16	12.005
7	4.183	17	13.300
8	4.911	18	14.700
9	5.639	19	16.100
10	6.367	20	17.600

# 公益財団法人神奈川県福利協会福利厚生事業実施規程

昭和55年4月1日 制定 平成24年3月29日 一部改正 平成29年4月1日 一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人神奈川県福利協会(以下「本会」という。) 退職共済規程第2条第2項第1号に基づき 実施する福利厚生事業の運営に必要な事項を定めること を目的とする。

(事業)

- 第2条 本会は、民間社会福祉事業従事者(以下「従事職員」 という。)の福祉向上のため、次に掲げる事業を行う。
  - (1) 短期給付事業
  - (2) 貸付事業
  - (3) その他の福利厚生事業

第2章 短期給付事業

第1節 通則

(給付の種類)

- 第3条 短期給付の種類は、次のとおりとする。
  - (1) 慶弔金
  - (2) 退会一時金

(給付の請求)

- 第4条 給付を受ける場合、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)は、給付の対象となる事実が発生してから、速やかに別表1に定める請求書(様式1号)に添付書類を添えて共済契約者等を経由して本会に提出しなければならない。ただし、受給権者が死亡した場合は、その遺族とする。
  - 2 前項の遺族の範囲は、退職共済規程第25条の規定を適 用する。

(給付金の支給時期)

第5条 給付金は、前条の請求のあったときから原則として2ヶ 月以内に共済契約者等を経由して支給する。

第2節 慶弔金

(種類)

- 第6条 慶弔金の種類は、次のとおりとする。
  - (1) 結婚祝金
  - (2) 死亡弔慰金

(給付条件及び額)

第7条 前条の慶弔金の給付条件及び額は別表2のとおりとする。

# 第3節 退会一時金

(給付条件及び額)

第8条 加入者が加入期間6ヶ月以上1年未満で退会した場合、 10,000円を支給する。

# 第3章 貸付事業

(貸付金)

第9条 第2条第1項第2号に基づく貸付事業は、生活資金並 びに住宅・土地資金とし、別に定めるところにより行う。

# 第4章 その他の福利厚生事業

(その他の事業)

第10条 その他の事業として次に掲げる事業を行う。

- (1) 事業収入、共済積立金運用益等を活用した福利厚生 事業
- (2) 長期加入者顕彰
- (3) その他理事長が運営委員会に諮り必要と認めた事業

# 第5章 補則

(権利の消滅)

第11条 本制度にもとづく給付を受ける権利は、給付対象となる事実が発生してからこれを1年間行わないときは、消滅する。

(受給権の処分禁止)

第12条 この規程による給付を受ける権利は譲渡し、または、 担保に供することはできない。

(実施の細目)

第13条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事長が定める。

## 附則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

この規程は、公益財団法人の設立の日から施行する。(平成 24 年 3 月 29 日理事会決議)

この規程は、平成29年4月1日より施行する。(平成29年3月16日理事会決議)

# 別表1

種別	請求書の名称	添付書類	様式
結婚祝金	短期給付金請求書		様式1号
死亡弔慰金	同上	死亡診断書(写)	同上
退会一時金	同上		同上

## 別表2

種別	受 給 要 件	給付額
結 婚 祝 金	加入者が結婚したとき	10,000円
死亡弔慰金	加入者が死亡したとき	30,000円

# 公益財団法人神奈川県福利協会生活資金貸付規程

昭和 48 年 4 月 1 日 制定 平成 24 年 3 月 29 日 一部改正 平成 29 年 4 月 1 日 一部改正

# (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人神奈川県福利協会(以下、「本会」という。)福利厚生事業実施規程第9条に基づき、民間社会福祉事業従事職員が医療費、結婚資金、家具の購入、自己の研修及び子弟の学費など生活のうえ資金の必要が生じたとき、その資金の貸付に要する事項を定める。

#### (借入資格)

第2条 本会の退職共済制度加入者で、加入期間が1年以上の 者とする。

# (貸付金額)

第3条 貸付金は10万円単位とする。その限度額は100万円とし、この貸付を受けようとする者(以下「借受人」という。) の貸付申込時の退職一時金算定額の範囲内とする。

# (借入申込み)

第4条 借受人は、共済契約者等の承認を得て生活資金借入申 込書(様式1号)を本会理事長(以下、「理事長」という。) に提出しなければならない。

# (借入の手続き)

第5条 貸付の決定を受けた借受人は、生活資金借用書(様式 3号)を共済契約者等の承認を経て理事長に提出しなけ ればならない。

## (貸付利率)

第6条 貸付金の利率は年利3.5%とする。ただし、市中金利に 著しい変動があった場合は、理事会に諮り利率を決定す る。

# (貸付期間及び償還方法)

第7条 貸付期間は10万円を8ケ月とし、100万円を80ケ月とし、貸付を受けた翌々月から本会が作成した償還計画表(第5号様式)に基づいて元利均等で毎月償還するものとする。なお、最終償還期日までに償還が完了しない場合は、延滞元金に対し、年利10.95%の利息を徴収する。

## (即時返環)

第8条 借受人が共済制度の資格を喪失したときは、ただちに貸付金の残額を一括して完済しなければならない。

#### (委任規程)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が 定める。

## 附則

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

この規程は、平成9年4月1日から施行する。(第6条 貸付 利率)

この規程は、公益財団法人の設立の日から施行する。(平成 24 年 3 月 29 日理事会決議)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。(平成29年3月16日理事会決議)

# 公益財団法人神奈川県福利協会住宅・土地資金貸付規程

昭和60年4月1日 制定 平成24年3月29日 一部改正 平成29年4月1日 一部改正

## (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人神奈川県福利協会(以下「本会」という。)福利厚生事業実施規程第9条に基づき、民間社会福祉事業従事職員が自己の居住する住宅及び宅地を取得する場合に、所要の資金を貸付けることについて必要な事項を定める。

## (借入資格)

第2条 本会の退職共済制度加入者で、加入期間5年以上の者 とする。

# (貸付の範囲)

第3条 貸付の範囲は、貸付を受けようとする者(以下、「借受人」 という。)が自己の居住する住宅の新築・増築・改築又は、 購入及び宅地を取得するときの必要な資金に限るものと する。

# (貸付金額)

第4条 貸付金額は、本会加入5年以上の者は100万円以内とし、 10年以上の者は200万円以内とする。

# (宅地を取得する場合の条件)

第5条 宅地のみ取得する場合は、貸付を受けた日から5年以内にその宅地に自己の居住する住宅を自己名義若しくは共有名義で新築しなければならない。

# (利率)

第6条 貸付金の利率は年利3.5%とする。ただし最終償還期日 までに償還を完了しない場合は、延滞元金に対し年利 10.95%の利息を徴収する。

# (貸付申請)

- 第7条 借受人は、住宅・土地資金借入申請書(様式1号)に 所定の事項を記入し、共済契約者等の承認を経て次の各 号に掲げる書類を添付して、本会理事長(以下「理事長」 という。)に提出するものとする。
  - (1) 新築の場合
    - ア 建築確認書の写、又はこれに準ずるもの
    - イ 土地所有の証明書、借地については土地所有者と の賃貸契約書の写又は同意書
    - ウ 経費見積書
  - (2) 増築・改築の場合 新築の場合に準ずる。
  - (3) 住宅又は宅地を購入する場合 売買契約書の写、又はそれに代るもの及び平面図

## (連帯保証人)

第8条 借受人は、共済契約者等又は10年以上本会に加入している者1名を、連帯保証人(以下「保証人」という。)としなければならない。

2 借受人は、保証人が死亡又は退職したときは、遅滞なくその補充をし、保証人変更届(様式2号)を理事長に 提出しなければならない。

# (貸付の決定)

- 第9条 理事長は、第7条により住宅・土地資金借入申請書を 受理したときは、実情を審査し、貸付運営委員会に諮り、 予算等を勘案のうえ貸付金額を決定し、共済契約者等を 経由し借受人へ通知するものとする。
  - 2 前項の貸付決定の通知を受けた借受人は、金銭消費貸借契約書(様式3号)、印鑑証明書、委任状(様式4号) を共済契約者等を経由して、理事長あて提出しなければならない。
  - 3 理事長は、前項の書類を受領したときは、借受人が指定した金融機関口座に貸付金を振込み、その旨通知するものとする。

# (貸付決定の取消)

- 第10条 理事長は、借受人が次の各号のいずれかに該当すると 認めたときは、貸付の決定を取消すことができる。
  - (1) 虚偽の申請をしたとき。
  - (2) この規程の定めに違反したとき。
  - (3) この規程により、資金の貸付を受けた物件を本会の 承認を受けないで、第3者に譲渡し又自己の名義に供 せず、他人に貸した場合及び他人に譲渡したと認めら れたとき。

# (償還方法)

第11条 借受人は、貸付を受けた翌々月から毎月、本会が作成 した償還計画表(様式8号)に基づいて、償還を行うも のとする。

# (償還期間)

第12条 償還期間は次のとおりとする。

償還金 50 万円を超え 70 万円以内 償還期間 70 ヶ月以内
 70 万円 / 100 万円以内 / 100 ヶ月以内
 100 万円 / 150 万円以内 / 150 ヶ月以内
 150 万円 / 200 万円以内 / 180 ヶ月以内

(資格を喪失した場合の償還)

- 第13条 借受人が資格を喪失した時は、借受人又はその遺族は、 その未償還金の全額を資格喪失の日から1ヶ月以内に償 還するものとする。
  - 2 前項の期日内に未償還額を完納しないときは、本会より 給付を受けるべき退職給付金のうちから当該金額の償還 に充当するものとする。

## (完了報告)

第14条 借受人は新築等が完了したときは、すみやかに現場写 真等を添え完了届(様式5号)を理事長に提出しなけれ ばならない。

## (委任規程)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が 別に定める。

平成 19 年 3 月 20 日 平成 25 年 4 月 1 日改定 公益財団法人神奈川県福利協会

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

この規程は、平成9年4月1日から施行する。(第6条 貸付利率)

この規程は、公益財団法人の設立の日から施行する。(平成 24 年 3 月 29 日理事会決議)

この規程は、平成29年4月1日より施行する。(平成29年3月16日理事会決議)

# 運用の基本方針

公益財団法人神奈川県福利協会は、退職共済積立金の運用を 適正に行うため、以下の運用の基本方針(以下「基本方針」と いう。)を定める。

# I 基本原則

# 1 運用目的

公益財団法人神奈川県福利協会(以下「協会」という。) の退職共済積立金(以下「年金資産」という。)の運用に 当たっては、協会の退職共済規程に規定した長期給付及び 短期給付等の支払いを中・長期にわたり確実に行うことを 前提に、適切にリスクと対峙しつつ、年金資産をしっかり と確保し、わかりやすく、より安全で安心な運用による収 益を確保することを目的とする。

# 2 運用の目標

中・長期的に目標とする収益率は、将来にわたって健全な制度運営を維持するために必要な収益率、具体的には制度から要請される債務コストを運用報酬等の控除後で上回る水準以上で、十分な積立水準を安定的に維持することを目指すものとする。

## 3 基本ポートフォリオ

協会は、運用目的をできるだけ少ないリスクのもとで達成することを基本として、中・長期的観点から投資対象資産の基本ポートフォリオを策定し、これに基づく資産配分を維持するよう努めるものとする。

この基本ポートフォリオは、時価ベースにより策定し、 毎年度検証することとし、必要に応じて見直しを行う。

# 4 効率性の確保

資産運用に当たっては、運用に伴う費用(運用報酬、売買手数料等)の削減努力、運用機関の選別等を通じて、最大限の効率化を図るものとする。

## 5 長期的視点の重視

協会の年金資産は、当分の間、増加が見込まれるものと 考えられ、また、運用方針の策定・変更、運用手法の決定、 実績の評価等においては、年金資産の性格に鑑み、長期的 な視点を重視するものとする。

# 6 情報公開

協会は、基本方針や運用の結果等、年金資産の運用に関する情報について資産時価情報も含め、原則公開するもの

とする。

# 7 年金資産の運用

年金資産の運用は、資産運用委員会が基本方針に基づき 実施するものとする。

協会は、少なくとも年1回以上資産運用状況について、 理事会及び共済契約者に報告しなければならない。

# 8 基本方針の見直し

協会は、毎年度、基本方針に再検討を加え、必要がある と認めるときはこれを変更するものとする。

なお、変更に当たっては、理事会の承認を得るとともに、 共済契約者の全員に参加を求め、過半数の同意を得なけれ ばならない。

# Ⅱ 資産の運用

# 1 分散投資

年金資産は、適切な分散投資により、良好なパフォーマンスを獲得できるよう運用するとともに、特定の資産の値動きの影響を極端に受けることのないようにしなければならない。

なお、給付等、制度運用に必要な経費の確保に努めることとする。

## 2 投資対象資産の選定

投資対象資産は、その資産を加えることによる資産全体 のリスク、期待収益等を考慮し、選定するものとする。

## 3 基本ポートフォリオの策定

基本ポートフォリオの投資対象資産及び資産配分割合は、次のとおりとする。

(%)

			(70)
資産区分	基本配分 (中心値)	上限	下 限
国内債券	3 5	4 5	2 5
国内株式	1 0	1 5	0
外国債券	1 0	1 5	5
外国株式	1 0	1 5	0
短期資産(預貯金等)	3 0	4 0	2 0
オルタナティブ	5	5	0
合 計	100	_	_

注1 この基本ポートフォリオは、5年ごとに行う共済財政 の分析(財政再計算)と併せてALM分析等を行い、そ の結果を踏まえて5~10年の中・長期的観点から最適な 資産配分として策定する。ただし、策定時の諸条件が変 化した場合は、必要に応じて見直しを行う。

- 注2 資産に関する遵守事項は、別記のとおりとする。
- 注3 現状の資産構成比は、できるだけ早期に、決定した資産配分に接近させるものとする。
- 注4 オルタナティブについては、その特性により伝統的な 資産(国内・外国の債券・株式)の代替と認められる場 合は、伝統的な資産の枠に含めることができる。
- 注5 資産の時価変動の影響により、基本配分からの乖離の 上下限の幅を超える変動が生じた場合には、できるだけ 速やかに許容乖離幅以内まで修正するためのリバランス を従前の例に従って行う

# 4 信託運用と自家運用

基本ポートフォリオに基づく年金資産の運用は、収益の 向上、コスト管理等の観点から信託運用(運用指図を行う 投資顧問会社による運用を含む。)と自家運用の適切なバラ ンスのもとにこれを行う。

なお、信託限度額は、資産総額の50%を限度とする。

# <信託運用>

# 5 運用機関の選定等

協会は、策定した基本ポートフォリオを効率的に運用できる運用機関を選定する。

新たな運用機関の選定及び新たな運用商品(預貯金など 1年未満の短期運用商品は除く)の決定に当たっては、共 済契約者の参加を求めるものとし、過半数の了承を得なけ ればならない。

共済契約者の意思表示は、文書(FAX)による表明を 原則とするものとする。

なお、共済契約者の過半数の者から反対の意思表示があった場合は、ただちに検討を加え、新たな提案を行うものとする。

# 6 受託者責任

運用機関は、協会の年金資産の管理運用に当たり、善良なる管理者の注意を以って、専ら委託者である協会の利益に対してのみ忠実に最善の努力を果たす義務を負う。

また、運用機関は、協会の年金資産の運用業務に携わる自社の全ての役職員に対し、この旨の周知徹底を図るものとする。

# 7 運用ガイドライン

運用機関は、協会の提示する運用ガイドライン等を遵守 するものとする。

# 8 運用手法の明確化

運用機関は、運用上の基本的考え方、運用スタイル等を

明らかにしなければならない。

# 9 運用状況の報告

運用機関は、原則として四半期ごとに報告書を提出するものとする。

また、協会から要請があった場合には、その指示に基づき報告するものとする。

運用機関は、業務遂行上で法令等に照らして疑義が生じた場合及び重要な事実が発生した場合は、速やかに協会に報告しなければならない。

## 10 ミーティング

協会と運用機関は、原則として四半期ごとに年金資産の 運用に関してミーティングを行うものとする。

また、これ以外にも必要に応じ、運用に関する重要事項 について情報交換及び協議を行うものとする。

# 11 運用の評価

運用機関からの報告をもとに定量的評価に定性的評価を 加えた総合評価を実施するものとする。

# 12 シェア変更等

運用の評価を行った結果に基づき、運用機関の運用について問題があると認める場合は、各運用機関への資産配分シェアの変更、解約等により問題点の解消に努めるものとする。

なお、基本ポートフォリオの大幅な修正・変更等について、 それを必要とする合理的な理由があるときは、運用の評価 に基づくことなく資産配分シェアの変更等を行うことがで きるものとする。

# 13 緊急措置

緊急的な対応を取らないことが資産保全に著しい支障になると認められる場合、協会は資産運用委員会に諮り、運用商品を処分し、又は運用商品に係る契約を解約することができる。

## 14 投資一任契約による運用

運用機関と投資一任契約を締結し運用する商品にあって は、委託金額を変更する場合及び運用スタイル・考え方に 大幅な変更が行われる場合に限り、共済契約者の意向を確 認するものとする。

# <自家運用>

## 15 運用方針

自家運用については、資産運用の効率化に資するよう運 営委員会と資産運用委員会が協議するものとする。

# 16 留意事項

投資対象は、株式、国債、地方債、投資信託の受益証券 等で、資産運用委員会が効果的な運用ができると認めるも のとする。

また、経済金融環境の変化により上記運用対象資産に比べ、収益その他の条件面で有利と資産運用委員会が判断する場合は、運用の対象とすることができるものとする。

# 17 信託運用規定の準用

自家運用については、必要に応じて信託運用の規定を準 用する。

# 附貝

この運用基本方針は、平成19年3月20日から適用する。

# 附

この運用基本方針は、平成21年4月1日から施行する。

## 附

この運用基本方針は、平成23年5月1日から施行する。

# 附具

この基本方針は、平成25年7月1日から施行する。

# 1 国内債券

- (1) 投資対象は、円建ての債券並びに国内債券を投資対象とする信託合同口及び投資信託の受益証券とする。
- (2) 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券以外の債券を取得する場合には、信用のある格付け機関のいずれかによりBBB格以上の格付けを得ている銘柄とする。
- (3) 前号の債券で、取得後にいずれの格付け機関による格付けもBBB格未満となった債券については、発行者の債券 不履行リスク等に十分留意した上で、売却等の手段を講じるものとする。
- (4) 運用機関は、投資対象企業の経営内容について十分な調査、分析を行ったうえで銘柄を選択し、かつ、業種、銘柄等について適切な分散化を図るものとする。

## 2 国内株式

- (1) 投資対象は、原則として国内の各証券取引所、店頭市場にて公開されている株式(ただし、直接現株式を購入することができない場合又は合理的な理由がある場合には、これらを対象とした預託証券又は投資信託等への投資も許容する。) 並びに国内株式を投資対象とする信託合同口及び投資信託の受益証券とする。
- (2) 信用取引は、原則として行わないものとする。
- (3) 買い占め等の仕手戦には参加しないものとする。
- (4) 運用機関は、投資対象企業の経営内容について十分な調査、分析を行ったうえで銘柄を選択し、かつ、業種、銘柄等について適切な分散化を図るものとする。

## 3 外国债券

(1) 投資対象は、外貨建ての債券並びに外国債券を投資対象 とする信託合同口及び投資信託の受益証券とする。また、 国債以外の債券を取得する場合は、信用ある格付け機関のいずれかによりBBB格以上の格付けを得ている銘柄とすること。

- (2) 前号の債券で、取得後にいずれの格付け機関による格付けもBBB格未満となった債券については、発行者の債券不履行リスク等に十分留意した上で、売却等の手段を講じるものとする。
- (3) 運用機関は、政治、経済の安定性、決済システム及び税制等の市場特性を十分に調査、考慮した上で、投資対象国及び通貨を選定するとともに、債券の格付け、クーポン及び償還日等の発行条件等につき十分な調査、分析を行ったうえで銘柄を選択し、かつ、適切な分散化を図るものとする。

# 4 外国株式

- (1) 投資対象は、原則として外国の証券取引所、店頭市場にて公開されている株式(ただし、直接現株式を購入することができない場合又は合理的な理由がある場合には、これらを対象とした預託証券又は投資信託等への投資も許容する。) 並びに外国株式を投資対象とする信託合同口及び投資信託の受益証券とする。
- (2) 信用取引は、原則として行わないものとする。
- (3) 運用機関は、政治、経済の安定性、決済システム及び税制等の市場特性を十分に調査、考慮したうえで、投資対象国及び通貨を選定するとともに、投資対象企業の経営等について十分な調査、分析を行ったうえで銘柄を選択し、かつ、適切な分散化を図るものとする。

# 5 短期資産

- (1) 投資対象は、貸付金及び短期金融商品 (CP等) 等とする。 なお、貸付を行う場合においては、貸付先の信用リスク、 金利、償還日等の貸付条件につき十分な調査をし、貸付先 を選択するものとする。
- (2) 投資、共済給付金及び報酬の支払いに備えて待機させる 資金とすることができるものとする。
- 6 オルタナティブ
  - (1) 伝統的な資産(国内・外国の債券・株式)運用に替わる もので、投資対象は、ヘッジファンド、コモディティ(商品)、 不動産、伝統的な資産を投資対象にするものであっても伝 統的な資産運用手法(買い持ち)以外で運用する金融商品 等とする。
  - (2) 運用機関は、投資対象の市場環境、条件等を十分に調査、 考慮したうえで投資を行うものとする。